

## 生活保護法指定介護機関へのお知らせ

指定内容に変更等が生じた場合は、10日以内に届出を行う必要があります。

	提出書類	指定申請書	誓約書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届	処分届
届出を要する事項									
新規申請	新たに指定を受ける場合 ※平成26年7月1日以降の日付で介護保険法による指定を受けた介護機関はみなし指定となるため不要	○							
既に指定を受けている場合	介護保険事業所番号の変更を伴わない次の変更があった場合 (1) 事業所の名称、所在地の変更 (2) 開設者の名称、所在地の変更 (3) 開設者の代表者の役職、氏名の変更 (4) 管理者の変更			○					
	(1) 事業を廃止する場合 (2) 事業廃止を伴わないものの、介護保険事業所番号が変わった場合 ※平成26年7月1日以降の日付で介護保険法による指定を受けた介護機関は不要				○				
	事業を休止する場合					○			
	休止した事業を再開する場合						○		
	生活保護法による指定を辞退する場合 (30日以上予告期間が必要)							○	
	他法による処分を受けた場合								○

※上記以外の変更等については、お問い合わせください。